# ナトリウム水反応現象評価手法の妥当性確認に 関する解析作業

引合仕様書

令和6年4月

日本原子力研究開発機構 高速炉サイクル研究開発センター 高速炉解析評価技術開発部 安全解析評価グループ

# 第1章 一般仕様

#### 1.1 件名

ナトリウム水反応現象評価手法の妥当性確認に関する解析作業

# 1.2 概要

日本原子力研究開発機構(以下「機構」と称する)では、ナトリウム(Na) -水反応現象に対する解析評価手法の整備を行っている。本件では、経済産業省からの受託である「令和5年度高速炉実証炉開発事業(基盤整備と技術開発)」の一部として、機構論的解析手法の実機適用方策を検討し、試解析及び結果の分析を行う。受注者は2.1及び2.2項に示す物理現象、解析手法、解析コードのアルゴリズム、使用方法を十分理解した上で本業務を実施するものとする。

# 1.3 契約範囲

- (1) 伝熱管群解析モデルの予備検討
- (2) 高速炉実証炉への適用に向けた試解析の実施及び解析結果の分析
- (3) 報告書の作成

## 1.4 提出図書

(1)	実施計画書(契約後速やかに)	1 部
(2)	作業工程表(契約後速やかに)	1 部
(3)	打ち合わせ議事録(打ち合わせ後速やかに)	1 部
(4)	業務従事者等の経歴(契約後速やかに)	1 部
	※本件は機密情報を扱うため、以下の情報を記した書類を提出のこと。	
	契約先の資本関係・役員の情報、本契約の実施場所、氏名、所属・専門性	(情報セ
	キュリティに係る資格・研修等)・業務経験及び国籍	

- (5) 委任又は下請負届(機構指定様式)\*作業開始2週間前まで 1部
  - \* 下請負がある場合に提出のこと
- (6) 報告書(作業終了後速やかに) 1部
  - \* CD-R を添付すること
- (7) 作成データ(作業終了後速やかに) 1式
  - \* データ容量に応じたメディアを使用すること

# (提出場所)

茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番地

日本原子力研究開発機構 大洗研究所

FBR サイクル国際研究開発センター3F 安全解析評価グループ居室

#### 1.5 納期

令和7年3月21日(金)

# 1.6 検収条件

提出書類の完納及び機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、業務 完了とする。

# 1.7 検査員及び監督員

検査員: 一般検査 管財担当課長

監督員: 安全解析評価グループリーダー

# 1.8 協議

当該作業を実施する上で疑義が生じた場合は、機構は受注者と協議の上その措置を定め議事録に記載する。受注者はその決定に従うものとする。

#### 1.9 貸与物件

本件契約の作業上必要となる解析プログラム、文献、技術報告書、資料、データ等の うち、機構が認めたものについて、随時無償にて貸与する。ただし、作業完了後には原 状回復の上で速やかに返却する。解析プログラムやデータ等については計算機システム から消去し、消去したことを証明する。

#### 1.10 グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する 法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用 するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に 定める「紙類」の基準を満たしたものであること。
- (3) 受注者は、大洗研究所構内にて作業を行う場合には、大洗研究所環境方針を順守し、省エネルギー、省資源に努めること。また、大洗研究所構内に乗り入れる車両のアイドリングは極力避け、自動車排気ガスの低減に努めること。

#### 1.11 品質管理

機構は、受注者の品質保証活動が計画通りに実施されていることを確認するため、受 注者に対して監査を行うことができるものとする。監査を実施するにあたっては、事前 に通知を行うとともに、受注者の情報管理を尊重する。

# 1.12 産業財産権等

産業財産権等の取扱いについては、別紙「知的財産権特約条項」に定められたとおりとする。

# 1.13 特記事項

- (1) 納入物件の所有権及び納入物件に係わる著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に 規定する権利を含む)は、機構に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本契約により新たに発生し、また機構により開示した情報等に付加させた情報(但し、受注者が引合い前から自己所有していた情報を除く。以下「成果情報」)の機密を保ち、第三者に漏洩しないよう適切な措置を講じなければならない。
- (3) 成果情報の外部発表もしくは公開、または第三者への公開は行わないこととする。 但し、機構の文書による承認を得た場合はこの限りではない。
- (4) 貸与情報及び成果情報の目的外使用を禁止する。
- (5) 貸与情報及び成果情報の第三者使用を禁止する。
- (6) 受注者は貸与情報及び成果情報の機密保持の義務を負う。
- (7) 契約終了後は、貸与物件・情報の返還後、諸データ類の消去義務を負う。
- (8) 受注者は上記の各項目に従わないことにより生じた、機構の損害及びその他の損害についてすべての責を負うものとする。
- (9) 本作業は、原則として、機構大洗研究所内で機構担当者が指定する場所で行う。

#### 第2章 技術仕様

#### 2.1 概要

機構では、ナトリウム (Na) 冷却高速炉における蒸気発生器 (SG) 保護に資するため、Na と水の化学反応を伴う圧縮性多成分多相流現象を機構論的に評価する多次元数値解析手法 (SERAPHIM コード) を開発してきた。高速炉実証炉開発への適用に向けて機構論的解析手法のさらなる妥当性補強及び適用性拡張に資する各種作業を実施しており、本件ではその一環として、実機規模の伝熱管群を考慮するための解析モデルの予備検討を行い、試解析及び解析結果の分析と課題検討を実施する。

## 2.2 作業範囲

## (1) 伝熱管群解析モデルの予備検討

高速炉実証炉における SG の安全性評価のため、多様な状況に対して実機規模の伝熱管群(管の本数として数百本以上)を考慮した機構論的数値解析が必要となる。一方で、従来の手法にて、すべての管を網羅的にメッシュ分割した場合、メッシュ数が膨大となり、実用に耐えない計算時間がとなることが予測されている。本件では、今後、効率的な解析実施を可能とするために、管群体系内における Naー水反応現象及び水蒸気噴流の挙動に関する既往研究結果を活用して、計算時間の大幅な増加を避けつつ現象再現性を大きく損なうことのない合理的なメッシュ及びモデルを検討する。具体的には、管群の効果を模擬するための圧損モデルについて調査・検討し、データベース化に適するように結果をまとめる。

#### (2) 高速炉実証炉への適用に向けた試解析の実施及び解析結果の分析

高速炉実証炉における SG 内伝熱管破損時の事象進展について、解析評価の効率的な実施に資するため、(1)で検討した合理的なメッシュを実際に作成する。なお、非構造格子メッシュの作成においては専用ソフトウェア ICEM CFD を用いる。さらに、検討したモデルも試作し、SERAPHIM コードへの組込みを行い、機構担当者との協議の上で選定した解析条件を用いて試解析を実施する。ここで、SERAPHIM コードの入力データ(例:境界条件、使用モデル、並列計算に用いるコア数、タイムステップ、収束判定値)の作成においては既往研究で得た知見を反映する。

本解析(MPI 並列計算を使用)には機構担当者の指定する計算機を使用し、計算機環境の設定やジョブ進捗状況の管理を行う。解析実行の際には、一定時間経過後にジョブを終了させ、さらに一定時間経過後に CPU の稼動状況を確認の上ジョブをリスタートさせる一連の動作を UNIX シェルにより自動化させることが必要である。解析実行中に発生する不具合(エラー、数値解の発散)に対しては、機構担当者と協議の上、直ちに原因を究明し、予定している解析に遅れが生じないように速やかにジョブを復旧させる。

以上の解析から得た出力データをポスト処理し、ボイド率、温度、流速、圧力、成分 種濃度の分布及び時間変動を表示したグラフや静止画像を作成する。ポスト処理の結果 に対して、流体力学、伝熱工学、熱力学、Na-水反応現象及び関連する数値解析手法(特 に多流体モデルを用いた圧縮性多成分多相流解析手法、化学反応解析手法、MPIによる並列計算手法)の専門的知識に基づく物理的考察を行うとともに、機構担当者から提示する検証データとの比較から解析精度を評価する。これらを通して SERAPHIM コードを用いた実機規模の SG 内破損時解析について、効率的に解析実施するための方策や課題を検討する。

## (3) 報告書の作成

以上の成果をまとめ報告書を作成する。文章については Word、図面については PowerPoint、グラフについては Excel (いずれも Windows 版) あるいは同等互換のある ソフトで作成するものとする。

#### 2.3 その他特記事項

受注者は当該業務に関する各データ、技術情報、成果、その他のすべての資料及び情報に関して守秘義務を負い、それらは機構外へ持ち出し不可である。さらに、使用する解析コードの管理(ソースファイルの漏えい防止)及び解析データのトレーサビリティ確保が必須であるため、解析には機構担当者の指定する計算機を使用しなければならない。以上から本作業は機構大洗研究所内で機構担当者が指定する場所で行う。機構内で必要な作業環境(作業スペース、計算機端末兼データ処理用 PC 等の貸与)については機構担当者との協議により決定する。本作業では通常の熱流動解析コードとは異なる特殊な解析コードを取り扱い、解析実行中の速やかな不具合対応も必要である。

以上

# 知的財產権特約条項

#### (知的財産権の範囲)

第1条 この特約条項において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案 権」という。)、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意 匠権」という。)、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43 号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)、種苗法(平成 10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び外国 における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等」と総称する。)
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。)
- (3) 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータ ベースの著作物(以下「プログラム等」という。)の著作権並びに外国における上 記各権利に相当する権利(以下「プログラム等の著作権」と総称する。)
- (4) コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号) に規定するコンテンツで甲が本契約において制作を委託するコンテンツ(以下「コンテンツ」という。)の著作権(以下「コンテンツの著作権」という。)
- (5) 前各号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利
- 2 この特約条項において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実 用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等 の著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成 並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。
- 3 この特約条項において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、 実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積 回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める 行為、プログラム等の著作権については著作権法第2条第1項第15号及び同項第19 号に定める行為、コンテンツの著作権については著作権法第2条第1項第7の2号、第 9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19

号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

(乙が単独で行った発明等の知的財産権の帰属)

- 第2条 本契約に関して、乙単独で発明等を行ったときは、甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該発明等に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。(以下、乙に単独に帰属する知的財産権を「単独知的財産権」という。)
  - (1) 乙は、本契約に係る発明等を行ったときは、遅滞なく次条の規定により、甲にその旨を報告する。
  - (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
  - (4) 乙は、甲以外の第三者に委託業務の成果にかかる知的財産権の移転又は専用実施権(仮専用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからいまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲に通知し、承認を受けなければならない。
    - イ 乙が株式会社である場合、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号) 第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同法第4号に規定する 親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
    - 口 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
    - ハ 乙が技術研究組合である場合、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設 定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項に規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を無償で(第7条に規定する費用を除く。)譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たして おらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知

的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### (知的財産権の報告)

- 第3条 乙は、本契約に係る産業財産権等の出願又は申請をするときは、あらかじめ出願 又は申請に際して提出すべき書類の写しを添えて甲に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、 特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にし、当該出願書 類に国の委託事業に係る研究の成果による出願であることを表示しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権等の出願又は申請に関して設定の登録等を受けた場合 には、設定の登録等の日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 4 乙は、本契約に係るプログラム等又はコンテンツが得られた場合には、著作物が完成 した日から30日以内に、甲に文書により通知しなければならない。
- 5 乙は、単独知的財産権を自ら実施したとき、及び第三者にその実施を許諾したとき(ただし、第5条第2項に規定する場合を除く。)は、甲に文書により通知しなければならない。

# (単独知的財産権の移転)

- 第4条 乙は、単独知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を甲に文書で提出し、承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該移転の事実を文書より甲に通知するものとする。
- 2 乙は、前項のいずれの場合にも、第2条、前条、次条及び第6条の規定を準用すること、並びに甲以外の者に当該知的財産権を移転するとき又は専用実施権等を設定等するときは、あらかじめ甲の承認を受けることを当該第三者と約定させ、かつ、第2条第1項に規定する書面を甲に提出させなければならない。

#### (単独知的財産権の実施許諾)

- 第5条 乙は、単独知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、甲に 文書により通知しなければならない。また、第2条の規定の適用に支障を与えないよう 当該第三者と約定しなければならない。
- 2 乙は、単独知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により甲及び国の承認を受けなければならない。ただし、第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、当該専用実施権等設定の事実を文書により甲に通知するものとする。
- 3 甲は、単独知的財産権を無償で自ら試験又は研究のために実施することができる。甲が甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に再実施権を許諾

する場合は、乙の承諾を得た上で許諾するものとし、その実施条件等は甲、乙協議の上 決定する。

# (単独知的財産権の放棄)

第6条 乙は、単独知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

#### (単独知的財産権の管理)

第7条 甲は、第2条第2項の規定により乙から単独知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利を譲り受けたときは、乙に対し、乙が当該権利を譲り渡すときまでに負担した当該知的財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに必要な手続に要したすべての費用を支払うものとする。

## (甲及び乙が共同で行った発明等の知的財産権の帰属)

- 第8条 本契約に関して、甲及び乙が共同で発明等を行ったときは、当該発明等に係る知的財産権は甲及び乙の共有とする。ただし、乙は、次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出なければならない。(以下、甲と乙が共有する知的財産権を「共有知的財産権」という。)。
  - (1) 当該知的財産権の出願等権利の成立に係る登録までに必要な手続は乙が行い、第 3条の規定により、甲にその旨を報告する。
  - (2) 乙は、甲が国の要請に基づき公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を国に許諾する。
  - (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が国の要請に基づき当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権のうち乙が 所有する部分を無償で譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たして おらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該 知的財産権のうち乙が所有する部分を無償で甲に譲り渡さなければならない。

#### (共有知的財産権の移転)

第9条 甲及び乙は、共有知的財産権のうち自らが所有する部分を相手方以外の第三者に

移転する場合には、当該移転を行う前に、その旨を相手方に通知して文書による同意を 得なければならない。

#### (共有知的財産権の実施許諾)

第10条 甲及び乙は、共有知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、あらかじめ相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

#### (共有知的財産権の実施)

- 第11条 甲は、共有知的財産権を試験又は研究以外の目的に実施しないものとする。ただし、甲は甲のために乙以外の第三者に製作させ、又は業務を代行する第三者に実施許諾する場合は、無償で当該第三者に実施許諾することができるものとする。
- 2 乙が共有知的財産権について自ら商業的実施をするときは、甲が自ら商業的実施をしないことにかんがみ、乙の商業的実施の計画を勘案し、事前に実施料等について甲、乙協議の上、別途実施契約を締結するものとする。

## (共有知的財産権の放棄)

第12条 甲及び乙は、共有知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨 を相手方に通知して文書による同意を得なければならない。

#### (共有知的財産権の管理)

第13条 共有知的財産権に係る出願等を甲、乙共同で行う場合、共同出願契約を締結するとともに、出願等権利の成立に係る登録までに必要な費用は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて負担するものとする。

#### (知的財産権の帰属の例外)

- 第14条 本契約の目的として作成される提出書類、プログラム等及びその他コンテンツ 等の納品物に係る著作権は、すべて甲に帰属する。
- 2 第2条第2項及び第3項並びに第8条第2項及び第3項の規定により著作権を乙から 甲に譲渡する場合、又は前項の納品物に係る著作権の場合において、当該著作物を乙が 自ら創作したときは、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外 の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要 な措置を講じるものとする。

#### (秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、第2条及び第8条の発明等の内容を出願公開等により内容が公開 される日まで他に漏えいしてはならない。ただし、あらかじめ書面により出願申請を行 った者の了解を得た場合はこの限りではない。

# (委任・下請負)

- 第16条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合においては、当該第三者に対して本特約条項の各条項の規定を準用するものとし、乙はこのために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の当該第三者が本特約条項に定める事項に違反した場合には、甲に対し全ての責任を負うものとする。

#### (協議)

第17条 第2条及び第8条の場合において、単独若しくは共同の区別又は共同の範囲等 について疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

#### (有効期間)

第18条 本特約条項の有効期限は、本契約締結の日から当該知的財産権の消滅する日までとする。